

契約の方法及び入札の条件

(条件付き一般競争入札、予定価格事後公表)

1 契約の方法

地方職員共済組合福島県支部条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付き一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかった場合には、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、入札公告及び次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(3) 落札者

入札説明書のとおりとする。

(4) 最低制限価格

本工事では設定していない。

(5) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(6) 前金払

福島県財務規則（以下、「規則」という。）第112条で定める前金払は、次のとおりとする。

ア 第1項に定める前金払 請負代金額の4割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

(7) 部分払

ア 乙は、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額が請負代金額の10分の5（中間前金払をする場合は10分の6）を超えた場合において、当該請負代金相当額の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）について、福島県工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第38条で定めるところにより部分払の支払いを甲に請求することができる。

イ 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、甲乙協議して定める回数は3回（中間前金払いをする場合は2回）とする。

(8) 工期

工期は入札公告のとおりとする。なお、工事の着手時期は契約締結の日から 7 日以内において工事発注者（以下「甲」という。）が指定する日とする。

(9) 現場代理人等

請負者（以下「乙」という。）は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して甲に提出すること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

おつて、土木工事業、建設工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(10) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。

(11) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(12) その他

その他、入札説明書及び約款を熟知のこと。

〔別記〕 特約条項

第1 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

第2 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。

2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。

3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）

（注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

第4 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和8年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

契約の保証について

- 1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

ア 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により地方職員共済組合福島県支部に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及びその担保価額は、次のいずれかに限るものとする。

- | | |
|------------|------------|
| (ア) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (イ) 国債証券 | 額面全額の10分の8 |

イ 保管有価証券領収書は、福島県出納局に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ 上記イの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

オ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により地方職員共済組合福島県支部に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

- ア 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同連合会若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、「地方職員共済組合福島県支部長 内堀 雅雄」と記載するように申し込むこと。
- ウ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ケ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により地方職員共済組合福島県支部に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「地方職員共済組合福島県支部長 内堀 雅雄」と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により地方職員共済組合福島県支部に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、「地方職員共済組合福島県支部長 内堀 雅雄」と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

カ 保険期間は、工期を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示にしたがうこと。

ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により地方職員共済組合福島県支部に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1の規定にかかわらず、落札額が500万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときには、約款第4条に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は1の規定を準用する。